

(案)

# 大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き

■問い合わせ先

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5  
宇都宮市 都市整備部 都市計画課 都市景観グループ  
TEL:028-632-2568 FAX:028-632-5421  
E-mail: u1201@city.utsunomiya.tochigi.jp

宇都宮市

## 大谷地区立地誘導エリア

大谷地区は大谷石の産出地としてその名を知られ、国の名勝指定を受けた御止山や越路岩に代表される、露出した大谷石の岩肌や歴史・文化を持ち、周辺に豊かな自然環境を持つ地区です。

その特異な景観を保全し、さらに魅力的な街並みを創出するため、当該地区から周辺地区までを含め、景観形成重点地区に指定することを検討していますが、地区指定までの間、景観づくりのイメージをまとめた、大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引きにより段階的に景観誘導を図ってまいります。

本手引きにおける対象エリアは、大谷地域振興方針に基づく「立地誘導エリア(観光施設等)」とし、県道大谷観音線、市道634号線、市道635号線(立岩街道)沿線周辺エリアです。(下図)



## 大谷地区景観形成イメージ

- ・全国に例をみない奇岩の景観を保全し、楽しみながら回遊できる本市観光拠点としての景観形成
- ・独特の景観である「大谷」ならではの景観の保全
- ・自然造形や採掘跡として評価の高い奇岩・岩肌の保全
- ・大谷石建造物の保全
- ・大谷の景観を阻害する色やデザインの建築物・広告物の抑制

## 対象物, 対象行為

- 【対象物】 建築物, 工作物, 屋外広告物, 太陽光発電用施設  
※対象物の規模は問いません。
- 【対象行為】 新築, 増築, 改築, 移転, 外観の変更, 色彩の変更  
※面積変更を伴わない増築, 改築を含みます。

## 色彩景観のテーマ

『大谷石のあたたかみを引き立てる  
落ち着いた風情のある色彩景観』

## 色彩誘導の考え方

- ★大谷石や緑を引き立てる、落ち着いた色合いで低彩度・低明度の色彩を基調とします。
- ★観光拠点としての賑わいを創出しながら、歴史・文化を感じさせる色調を用います。

## 景観づくりの手引き確認事項

- 【建築物・工作物】
- 建築物の屋根・外壁の色彩は右表のとおりとする。ただし、自然素材を用いる場合は、この限りではない。
  - 建築物の高さは、原則10m以下とする。
  - 建物の内装・外装に大谷石の使用を推奨する。大谷石は凹凸のある仕上げとするなど、素材の風合いを生かした張り方を推奨する。
  - 外構には大谷石・植栽を積極的に計画し、沿道からの見え方に配慮する。
  - 大谷石の使用にあたっては、奇岩や岩肌との調和に注意する。室外機等の設備機器は、道路からの見え方に配慮し、植栽・格子等で目隠し修景を施す。
  - 間接照明を効果的に施すなど、夜間景観の創出に努める。外部照明は色温度が低いものの使用に努める。
  - 投光機等による天空への照射は行わない。
  - 道路面に設置する、かき・さく等は大谷石・木など、自然素材を使用したもの又は生垣(※)を推奨する。また、高さは原則1.5m以下とし、視線が通るように配慮する。  
※上記以外のものについては、建物外壁に調和するものとする。
  - 建物に設置する太陽光パネルは、低彩度・防眩性のあるもので、屋根一体型のを推奨する。
- 【太陽光発電用施設】
- 規模に関わらず街道に面する敷地への設置は避け、設置する場合には、街道から設備類が直接見えないように、囲障(大谷石・木など、自然素材を使用したもの又は生垣)を設置する。高所からの眺望に配慮した配置、設備類の選定、樹木の高さとする。
  - 設置にあたり、地元住民説明会等を実施し、周辺住民の理解が得られていること。
- 【屋外広告物】
- 使用できる色彩は下地の色、文字の色合わせて、原則3色程度までとする。
  - 表示面の素材は大谷石・木など、自然素材の使用に努める。
  - 表示部分は高彩度色の使用を避け、周囲の景観に配慮する。
  - イラスト・写真は原則使用しない。屋上広告物は原則禁止とする。
  - 袖看板の表示基数は1基までとし、突き出し幅は建築壁面より1m以下、軒高さ以下とする。  
上記のほか、宇都宮市屋外広告物条例に基づく、第1種許可地域の基準に適合すること。(許可申請については、屋外広告物のしおり参照)

## 建築物における望ましい色彩の範囲

【凡例】

- 基調色(屋根)
- 基調色(外壁)
- 強調色(外壁)

【許容割合】

○屋根 ○外壁

基調色

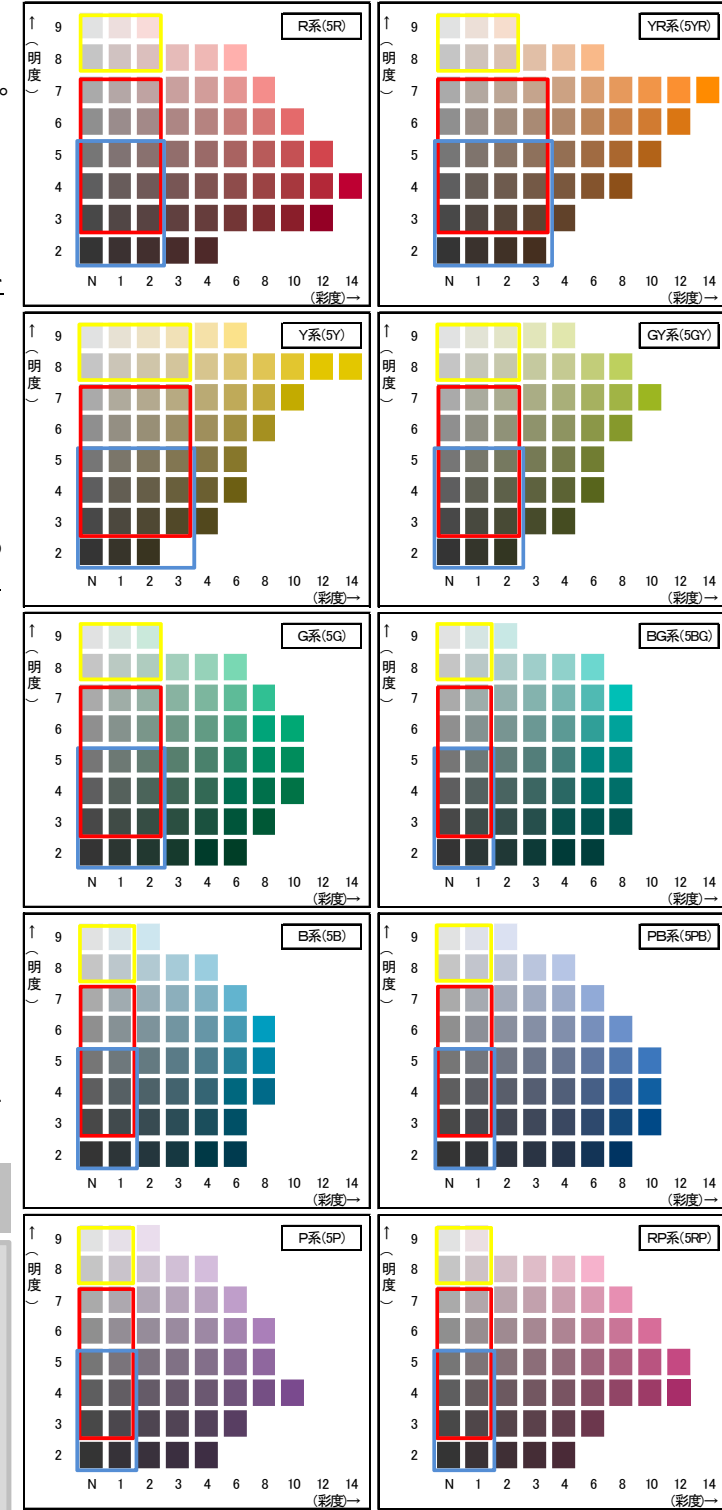
アクセント色 5%以内

強調色 25%以内

※アクセント・強調色をやむを得ず使用する場合は、上記の割合に留意してください。

## 建築物の色彩制限について

| 色相                 | 明度(外壁のみ) | 彩度  |
|--------------------|----------|-----|
| YR(黄赤), Y(黄)       | 3以上7以下   | 3以下 |
| R(赤), GY(黄緑), G(緑) | 3以上7以下   | 2以下 |
| 上記以外の色相            | 3以上7以下   | 1以下 |



アクセント・強調色で定める割合は、各立面ごとの割合とする。立面の取り扱いは、各方向別の1面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。なお、自然素材及び透明なガラス素材は基調色として取り扱う。